

学生の懲戒に関する申合せ

総則

(目的)

- 1 この申合せは、金沢大学通則第29条に基づいて行う学生の懲戒処分の適正と公正を図るために必要な事項を定める。

(基本的な考え方)

- 2 学生に対する懲戒は、学校教育法及び同法施行規則に基づいて大学に与えられた教育上の権限により、一定の事由の発生を要件として、学生に対して制裁としての一定の不利益を与える行政処分である。懲戒は、行政法の一般法理に従うとともに、教育的配慮に基づく固有の法理に従うものでなければならない。

懲戒は、懲戒対象行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行われなければならない。

学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめなければならない。事前に学生に告知するとともに、原則として口頭による意見陳述の機会を与えなければならない。

被処分者の将来を考慮し、成績証明書その他本人の成績及び修学状況に関する文書で、被処分者及び大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものについては、原則として懲戒処分を受けた旨の記載をしないものとする。

(懲戒手続)

- 3 部局長（懲戒対象行為を行った学生が所属する学部長、研究科長、留学生センター長等をいう。以下同じ。）は、懲戒対象行為を確認したときは、事実認定及び懲戒処分の内容につき、次項の手続き及び教授会の議を経て、文書により速やかに学長に申請する。

懲戒対象行為に係る事実認定及び懲戒処分の内容の認定判断は、各部局の責任において行う。

懲戒対象行為に係る事実認定、懲戒処分の内容及び執行に伴う措置の判断に当たっては、事前に当該学生に告知し、口頭による意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、学生が心身の故障、身柄の拘束、長期旅行その他の事由により、口頭による意見陳述ができないときは、これに替えて文書による意見提出の機会を与えるものとする。

(懲戒処分の均衡及び調整)

- 4 部局長は、懲戒対象行為を確認したときは、教授会の議を経る前に、事実認定及び処分案を全学学生生活委員会委員長（以下この項において「委員長」という。）に報告する。

委員長は、前号の報告につき、全学的な均衡及び調整を図る観点から検討し、その検討結果を部局長に通知する。

委員長は、前号の検討に際し、必要がある場合には、全学学生生活委員会の議を経るものとする。

(懲戒処分の決定)

5 学長は、部局長からの申請事項を評議会の議に付し、懲戒処分を決定する。

(定期試験等における不正行為に対する懲戒の委任)

6 学長は、定期試験等における不正行為に対する懲戒については、部局長に委任するものとする。

部局長は、定期試験等における不正行為があった場合には、教授会の議を経て、自宅謹慎等の教育的措置を命じることができる。

定期試験等における不正行為に対する自宅謹慎等の教育的措置については、各則Aの定めるところによる。

(懲戒処分の告知及び発効日)

7 懲戒処分の告知は、文書により、部局長が本人に対して行う。

懲戒処分の発効日は、評議会が処分を議決した日とする。

(告示)

8 懲戒処分を行った場合は、別に定める様式により学内に告示する。

(懲戒処分に関する文書)

9 懲戒処分に関する文書は、別に定める様式の懲戒処分申請書、懲戒処分(退学・停学・訓告)告知書、学生懲戒記録簿及び懲戒処分解除通知書とする。

(懲戒に関する記録の保存と開示)

10 部局長は、懲戒原因たる事実並びに決定された処分の内容及び理由を記載した文書を保存しなければならない。

部局長は、被処分者から請求があった場合には、当該文書を開示しなければならない。

(懲戒の種類)

11 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

(退学)

12 退学は、学生としての身分のはく奪である。

(停学)

13 停学は、無期停学及び有期停学とする。

無期停学の期間は、6か月以上、有期停学の期間は、6か月未満とする。

停学期間は、在学期間を含め、修業年限に含まないものとする。ただし、短期(3か月未満)の場合には、修業年限に含めることができる。

部局長は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、教授会の議を経て、学長に対し、その処分の解除を申請することができる。

学長は、処分解除の申請を受けたときは、評議会の議を経て、無期停学の解除を決定する。

無期停学は、原則として6か月を経過した後でなければ、解除することができない。

無期停学の解除の告知は、部局長が本人に対して行う。

(訓告)

14 訓告は、処分としての大学の教育的意思表示である。

(刑事事件等に関する懲戒処分)

15 交通事件，薬物犯罪，ストーカー犯罪，コンピュータ又はネットワークの不正使用，知的財産を喪失させた場合等に関する懲戒処分については，各則 B の定めるところによる。この場合において，情状によりその処分を減じ，また，再犯の場合はその処分を重くすることができる。

(懲戒処分と自主退学)

16 部局長は，懲戒対象行為を行った学生から，懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合には，この申出を受理しないものとする。

各則

A 定期試験等における不正行為

1 各部局の学生生活委員会等は，定期試験等における学生の不正行為があったと思われる場合には，授業担当教官又は試験監督教官等の申告に基づいて，当該学生及び当該教官同席の上で，事実調査を行う。

各部局の学生生活委員会等は，前号の事実調査の結果に基づいて，当該学生に対して自宅謹慎等を言い渡す。

自宅謹慎等を言い渡すに当たっては，原則として口頭による意見陳述の機会を与えなければならない。

各部局の学生生活委員会等の委員長は，2号の調査結果及び自宅謹慎等を言い渡した旨を部局長に報告する。

部局長は，前号の報告を教授会の議に付し，了承を得なければならない。

自宅謹慎等を言い渡された学生については，当該学期の履修登録（教養的科目，専門科目，教職科目等）の単位をすべて無効とする。この場合，部局長は，速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

部局長は，学生生活委員会等の委員長の申請に基づき，教授会の議を経て，自宅謹慎等を解除することができる。

2 教養的科目の定期試験等における不正行為については，教養教育機構の定めるところによる。

B 刑事事件等に関する懲戒処分

(交通事件に関する懲戒処分)

1 飲酒運転，無免許運転又は大幅な制限速度違反（刑法第 208 条の 2 に規定する進行を制御することが困難な高速度）等悪質な運転による人身事故に対する懲戒処分は，退学とする。

ひき逃げ等悪質な行為に対する懲戒処分は，退学とする。

その他の交通事件(構内におけるいわゆる暴走行為又は悪質な駐車違反を含む。)に対する懲戒処分は，退学，停学又は訓告とする。

(薬物犯罪に関する懲戒処分)

- 2 薬物犯罪（薬物の売買又はその仲介，薬物の自己使用等）に対する懲戒処分は，退学又は無期停学とする。

(ストーカー犯罪に関する懲戒処分)

- 3 悪質なストーカー犯罪（「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下この項において「法」という。）」第2条に規定するつきまとい，待ち伏せ等の行為）に対する懲戒処分は，退学又は無期停学とする。

その他のストーカー犯罪（法第3条に規定する行為等）に対する懲戒処分は，停学又は訓告とする。

(コンピュータ又はネットワークの不正使用に関する懲戒処分)

- 4 コンピュータ又はネットワークの悪質な不正使用（成績表等の公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス，外部システムへの不正アクセス，ネットワーク運用妨害，伝染性ソフトウェアの持ち込み等）に対する懲戒処分は，退学又は無期停学とする。

その他のコンピュータ又はネットワークの不正使用（著作権，特許権等の知的財産権の侵害，嫌がらせメール等）に対する懲戒処分は，停学又は訓告とする。

(知的財産を喪失させる行為等に関する懲戒処分)

- 5 本学の知的財産（「知的財産基本法（平成14年法律第122号）」第2条第1項に規定する知的財産をいい，「金沢大学における研究成果有体物取扱規程」第2条に規定する研究成果有体物を含む。以下同じ。）を喪失させる行為（知的財産を無断で提供し，公表し，又は指定された場所から移動する行為，共同研究の遂行又は知的財産の確保を目的とする秘密保持契約に違反する行為，知的財産として保護対象に指定された情報を漏洩する行為等）に対する懲戒処分は，退学又は無期停学とする。

(その他の刑事事件に関する懲戒処分)

- 6 交通事故以外の刑事事件のうち，凶悪犯罪（殺人，強盗，強姦，放火等）に対する懲戒処分は，退学とする。

その他の刑事事件（傷害，窃盗等）に対する懲戒処分は，退学，停学又は訓告とする。

C 懲戒処分対象行為以外の学生としてあるまじき行為

部局長は，学生が懲戒対象行為以外の行為で学生としてあるまじき行為をした場合には，必要に応じて適切な指導を行わなければならない。

附 則

この申合せは，平成16年4月1日から施行する。